

# 福岡県公報

平成25年2月5日  
第3468号

## 目次

### 告示(第141号-第173号)

- 土砂災害警戒区域の指定 (砂防課) …………… 1
- 土砂災害特別警戒区域の指定 (砂防課) …………… 2
- 土砂災害警戒区域の指定 (砂防課) …………… 2
- 土砂災害特別警戒区域の指定 (砂防課) …………… 2
- 保安林予定森林の所在場所等 (農山漁村振興課) …………… 2
- 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 3
- 基本測量の実施 (県土整備総務課) …………… 3
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) …………… 4
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) …………… 5
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) …………… 5
- 公共測量の終了 (県土整備総務課) …………… 5
- 公共測量の終了 (県土整備総務課) …………… 5
- 公共測量の終了 (県土整備総務課) …………… 6
- 公共測量の終了 (県土整備総務課) …………… 6

- 公共測量の終了 (県土整備総務課) …………… 6
- 公共測量の終了 (県土整備総務課) …………… 6
- 公共測量の終了 (県土整備総務課) …………… 7
- 公共測量の終了 (県土整備総務課) …………… 7
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) …………… 8
- 公共測量の終了 (県土整備総務課) …………… 8
- 公共測量の終了 (県土整備総務課) …………… 8
- 事業計画の変更に係る都市計画事業の施行 (公園街路課) …………… 8
- 換地を定めない土地の指定 (農村森林整備課) …………… 9

## 公告

- 建設業の営業の一部停止 (建築指導課) …………… 9
- 監査結果の報告に係る措置の公表 (監査委員事務局監査第一課) …………… 10

## 告示

### 福岡県告示第141号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成25年2月5日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
横隈(b)-2	小郡市横隈(別紙図面1に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
横隈(b)-1	小郡市横隈(別紙図面2に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面は省略し、その図面を小郡市役所に備え置いて縦覧に供する。

**福岡県告示第142号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成25年2月5日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
横隈(b)-1	小郡市横隈（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面2に記載する表のとおり

備考 別紙図面は省略し、その図面を小郡市役所に備え置いて縦覧に供する。

**福岡県告示第143号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成25年2月5日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
下勢田(3)	飯塚市勢田（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面は省略し、その図面を飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。

**福岡県告示第144号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成25年2月5日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
下勢田(3)	飯塚市勢田（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面は省略し、その図面を飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。

**福岡県告示第145号**

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成25年2月5日

福岡県知事 小川 洋

- 保安林予定森林の所在場所  
糟屋郡久山町大字猪野字樺葉476の1、476の2、492の3、字神路山607の24
- 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び久山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**福岡県告示第146号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成25年2月5日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年2月5日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
京 築	松 尾 線 安 雲	築上郡上毛町大字緒方489番先から 築上郡上毛町大字緒方477番2先まで

**福岡県告示第147号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土地理院長から次のように基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成25年2月5日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
基本測量（地理識別子整備）
- 2 測量の実施地域及び実施期間

実施地域	実施期間
田川市、志免町	平成24年11月20日から 平成25年3月4日まで

**福岡県告示第148号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省九州地方整備局福岡国道事務所長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公

示する。

平成25年2月5日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
公共測量（3級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
八女市吉田地区、筑後市赤坂地区、 みやま市上長田地区	平成24年11月20日から 平成25年1月31日まで

**福岡県告示第149号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成25年2月5日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
公共測量（3級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市若松区	平成24年12月10日から 平成25年3月29日まで

**福岡県告示第150号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成25年2月5日

福岡県知事 小川 洋

## 1 測量の種類

公共測量（用地測量）

## 2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
北九州市小倉南区	平成24年12月10日から 平成25年3月29日まで

**福岡県告示第151号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、嘉麻市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成25年2月5日

福岡県知事 小 川 洋

## 1 測量の種類

公共測量（数値撮影、写真地図作成）

## 2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
嘉麻市全域	平成24年11月30日から 平成25年3月25日まで

**福岡県告示第152号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省九州地方整備局北九州国道事務所長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成25年2月5日

福岡県知事 小 川 洋

## 1 測量の種類

公共測量（撮影、数値図化）

## 2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
京都郡みやこ町、行橋市	平成24年10月27日から 平成25年3月15日まで

**福岡県告示第153号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省九州地方整備局福岡国道事務所長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成25年2月5日

福岡県知事 小 川 洋

## 1 測量の種類

公共測量（空中写真測量）

## 2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
大牟田市新港町地先から柳川市大和町徳益地先	平成24年12月20日から 平成25年3月15日まで

**福岡県告示第154号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成25年2月5日

福岡県知事 小 川 洋

## 1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

## 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市小倉南区	平成25年1月8日から 平成25年2月28日まで

**福岡県告示第155号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成25年2月5日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市小倉南区	平成25年1月8日から 平成25年3月31日まで

**福岡県告示第156号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成25年2月5日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
公共測量（3級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市八幡西区	平成25年1月4日から 平成25年3月31日まで

**福岡県告示第157号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、春日市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成25年2月5日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
公共測量（3級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
春日市内	平成24年10月31日

**福岡県告示第158号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成25年2月5日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
公共測量（1級水準測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市小倉南区高野地内	平成24年10月5日

**福岡県告示第159号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に

より、国土交通省九州地方整備局博多港湾・空港整備事務所長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成25年2月5日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（基準点測量、水準測量、路線測量、地形測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
福岡市博多区 福岡空港内	平成24年11月9日

**福岡県告示第160号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成25年2月5日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市門司区大字恒見外	平成24年11月26日

**福岡県告示第161号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成25年2月5日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市小倉南区大字合馬	平成24年12月12日

**福岡県告示第162号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成25年2月5日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市小倉南区	平成24年12月12日

**福岡県告示第163号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成25年2月5日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市八幡東区東田1丁目外	平成24年11月28日

**福岡県告示第164号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成25年2月5日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（3級基準点測量、3級水準測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市八幡西区	平成24年12月14日

**福岡県告示第165号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、福津市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成25年2月5日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（地形図作成）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
福津市	平成24年12月28日

**福岡県告示第166号**

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成25年2月5日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（3級基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
田川市糸田町下糸田地内	平成24年11月27日から 平成24年12月20日まで

**福岡県告示第167号**

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成25年2月5日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（数値地形図データ作成）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
田川郡添田町大字中元寺	平成24年11月9日から 平成25年2月15日まで

**福岡県告示第168号**

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成25年2月5日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（1級水準測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
柳川市、筑後市、大川市、みやま市、大牟田市、三潞郡大木町	平成25年1月7日から 平成25年3月25日まで

**福岡県告示第169号**

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成25年2月5日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（2、3級基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
筑紫野市大字下見他	平成24年12月3日から 平成25年3月1日まで

**福岡県告示第170号**

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように終了したので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成25年2月5日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（1級・3級基準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
鞍手郡鞍手町	平成24年12月18日

**福岡県告示第171号**

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように終了したので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成25年2月5日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（3級基準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
田川郡糸田町下糸田地内	平成24年12月14日

**福岡県告示第172号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による告示があったので、都市計画事業の施行について同法第66条の規定により次のように公告する。

平成25年2月5日

福岡県知事 小川 洋

1 都市計画事業の種類及び名称

筑後都市計画及び瀬高都市計画公園事業9・6・1号筑後広域公園

2 施行者の名称

福岡県

3 事務所の所在地

福岡県建築都市部公園街路課 福岡市博多区東公園7番7号  
 福岡県南筑後県土整備事務所柳川支所 柳川市三橋町今古賀8番1号  
 福岡県八女県土整備事務所 八女市本村字深町25番地

## 4 事業地の所在

## (1) 収用の部分

平成8年2月29日建設省告示第289号、平成14年3月29日九州地方整備局告示第76号、平成16年1月5日九州地方整備局告示第3号、平成18年3月8日九州地方整備局告示第47号、平成19年3月27日九州地方整備局告示第83号、平成20年9月18日九州地方整備局告示第114号及び平成22年12月27日九州地方整備局告示第150号の事業地に、福岡県みやま市瀬高町長田字浦田及び字下川原地内を加え、同事業地のうち福岡県筑後市大字津島字中小路地内において事業地を変更する。

## (2) 使用の部分

平成18年3月8日九州地方整備局告示第47号及び平成19年3月27日九州地方整備局告示第83号の事業地に、福岡県みやま市瀬高町長田字浦田及び字下川原地内を加える。

## 5 事業施行期間

自 平成8年2月29日  
 至 平成29年3月31日

## 福岡県告示第173号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業山本豊田地区において樹立する換地計画に関し、次の従前の土地は、換地を定めない土地として指定したので、同条第2項において準用する同法第53条の2第3項の規定により公告する。

平成25年2月5日

福岡県知事 小川 洋

従前の土地の表示

市町村	字	地番	地目	地積（平方メートル）
-----	---	----	----	------------

久留米市 山本町豊田		八ノ江	1337	田	1802
久留米市 山本町豊田		八ノ江	1338-1	田	1088
久留米市 山本町豊田		クロツ	178-1	田	1062
久留米市 山本町豊田		クロツ	178-2	用悪 水路	8.93
久留米市 山本町豊田		見当号	56-3	田	514
久留米市 山本町豊田		見当号	56-5	田	1300
久留米市 山本町豊田		十五	96-1	田	1223
久留米市 山本町豊田		十五	96-2	田	571
久留米市 山本町豊田		十五	96-3	田	122
久留米市 山本町豊田		池引	7-3	田	320
久留米市 山本町豊田		池引	8-1	田	519
久留米市 山本町豊田		龍町	156-3	田	652
久留米市 山本町豊田		龍町	156-4	田	647

## 公 告

## 公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成25年2月5日

福岡県知事 小川 洋

- 1 処分をした年月日  
 平成25年1月25日

## 2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
株式会社 木村組	福岡県糟屋郡新宮町 大字的野 619 - 5	木村 浩一	平成23年2月21日 福岡県知事許可（般-22） 第61826号

## 3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の一部の停止

## (1) 停止を命じる業務の範囲

建設業に係る営業のうち、次のア又はイに該当する建設工事に係る営業

ア 国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注するもの

イ 建設費について、国又は地方公共団体の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれに類するものをいう。）の交付を受けているもの（アに該当するものを除く。）

## (2) 停止期間

平成25年2月4日から平成25年3月4日までの29日間

## 4 処分の原因となった事実

株式会社木村組は、特定建設業の許可を受けずに、建設業法第3条第1項第2号の政令で定める金額以上となる下請契約を締結した。

また、本件工事において、監理技術者を設置せず、施工体制台帳を作成しなかった。

これらのことは、同法第28条第1項第2号に該当する。

**監査委員**

監査公表第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した農林水産部出先機関定期監査結果の報告（平成24年11月12日24監総第507号）に基づき、措置を講じた旨の通知があったので地方自治法第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成25年2月5日

福岡県監査委員 小 串 正 伸  
同 進 谷 庸 助  
同 伊 藤 龍 峰  
同 浦 田 憲 一

24農政第1666号  
平成24年12月11日

福岡県監査委員 小 串 正 伸 殿  
同 進 谷 庸 助 殿  
同 伊 藤 龍 峰 殿  
同 浦 田 憲 一 殿

福岡県知事 小 川 洋

監査の結果に係る措置について（通知）

平成24年11月12日付24監総第507号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

注意事項に対する措置

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
農林水産部 出先機関	工事に係る積算事務において、一部で適正でないものが見受けられた。	複数の担当者による工事内容とその単価の適用条件の確認及び決裁時のチェックを徹底し、再発防止に努める。
	毒物及び劇物取締法で定める毒劇物の管理が適正に行われていなかった。	厚生労働省通知に基づき一般（毒劇物以外）薬品と毒劇物の保管庫を分離、また、毒劇物保管庫は鋼製、施錠できるものに変更し、適正な措置を講じた。